

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第十号

埼玉県立小児医療センター院内保育施設管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年六月十三日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県立小児医療センター院内保育施設管理規程の一部を改正する規程

埼玉県立小児医療センター院内保育施設管理規程（平成二十一年病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「蓮田市蓮田四丁目二三〇番地」を「さいたま市中央区新都心一番地二」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。